

令和7年度施設等利用給付(保育料無償化)現況確認

よくあるご質問について

No	質問	回答
1	現況届を提出する対象は誰ですか。	令和7年10月15日現在、新2号、新3号認定を持っている方となります。
2	現況届を提出しないと、いつから給付が受けられなくなりますか。	現況届の提出がない場合、令和8年1月分利用料から給付を受けられなくなります。審査完了後、請求することが可能です。
3	就労証明書等を最近提出しているので、何もしなくていいですか。	令和7年5月17日以降に証明された証明書等を、既にみらいこども課に提出されている方は、内容等に変更がない場合に限り証明書等の提出は不要ですが、現況確認の申請は必要です。
4	実は、保育の必要性を満たさなくなりました。	認定の取消し等の手続きがありますので、下の認定変更用フォームから手続きをお願いいたします。 なお、状況により既に給付を受けた分について、返還いただくことがあります。
5	きょうだいで認定を受けていますが、就労証明書等はそれぞれ用意しますか。	就労証明書等の証明書類はごきょうだいで1部で構いません。
6	電子申請にて、添付書類を後日提出するとしましたが、どのように提出したらよいですか。	以下、いずれかで提出してください。 ① いばらき電子申請・届出サービスの「就労証明書等提出フォーム(保育施設・幼稚園共通)」から申請する。 ② みらいこども課窓口(伊奈庁舎)もしくはおやこ・まるまるサポートセンター窓口(市民センター)へ提出する。 ③ みらいこども課宛てに郵送する。
7	新2・3号認定がもうすぐ終わるのですが。(保育園入所決定等により)	新2・3号認定が令和7年11月30日までで終了する方は、現況届の手続きは不要です。

◆表中にない疑問点がありましたら、みらいこども課までご連絡ください。

【認定変更申請】



【お問合せ先】

つくばみらい市役所保健福祉部こども局
みらいこども課保育推進係
電話:0297-58-2111(内線:4205)

